

## 意見書

平成 22 年 3 月 9 日

総務省情報流通行政局  
情報流通振興課 へ

スマート・クラウド研究会 中間取りまとめ（案）「スマート・クラウド戦略」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載して下さい。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙には意見の対象となるページ数及び項目を明記すること。

頁	項目	意見
例:1頁	第1章 検討の視点 1. クラウドサービスの特徴	<b>【総務省案】</b> 拡張性(Scalability):利用者側から見て、必要なだけコンピュータ資源を利用でき、業務量に応じてコンピュータ資源を柔軟に利用できる「拡張性」の確保が可能である。 <b>【意見】</b> * * * * *
	第2章 クラウドサービスの普及に向けた基本的考え方 2. クラウドサービスの普及で期待される効果 (4)企業のグローバル展開の促進	<b>【総務省案】</b> 以下の点について触れている アジア各国等においてもブロードバンド環境の整備が進展しつつあり、こうした国々において、クラウドサービスを利用可能なブロードバンド環境さえ確立できれば、必要な情報システムをクラウドサービスを介して迅速に立ち上げることが可能となる等、クラウドサービスは我が国企業のグローバル展開を促す効果が期待される。 <b>【意見】</b> わが国外において情報システムを共用する場合、各国法の準拠に必要なベンダーの内部統制が確保されたベンダーのサービスを用いることにより、安心してグローバル展開を行なうことができる。
	第1章 検討の視点 2. クラウドサービスの課題	<b>【総務省案】</b> 以下の4点について触れている ・安全性・信頼性の確保 ・データの所在 ・サービスのボーダレス性 ・独自の事業展開 <b>【意見】</b> クラウドの課題には、企業統治の観点及びコンプライアンス(遵法)の立場から、「データの所在」だけでなく、扱う情報の監査の可視化、検査の対応性も問題となる場合がある。 例えば、メール・コラボレーション系のクラウドサービスにおいて、SOX 対応等でメールの中身の検査、あるいはやりとりされるデータファイルの内容等につき、開示が求められた場合に、クラウドサービスベンダーが正しくそれらの要求に応えられるサービスや機能を提供しているかどうかは重要な点である。

		<p>これらは、  第6章 クラウドサービスに関する国際的コンセンサス作り  1. 国際的コンセンサスの必要性  でも触れられているが、実際に現時点でクラウドサービスを利用する際に注意すべき基点であることを忘れてはならない。</p>
	<p>第2章 クラウドサービスの普及に向けた基本的考え方  4. クラウドサービスの普及に向けた基本三原則</p>	<p>【総務省案】  (a)クラウドサービスの普及支援のための環境整備  【意見】  第3章 クラウドサービスを通じたICT利活用の徹底  5. クラウドサービスと消費者(利用者)権利の保障  (4)クラウドサービスのボーダレス化に対応した環境整備  ② 企業コンプライアンスの確保  でも触れられてはいるが、EUは「データ保護指令」対応は厳格な対応が求められる。重要なコンプライアンス項目を明示する対応を政府・ベンダーは留意すべきである。</p>
		<p>以下白紙</p>

